

一般社団法人日本循環器学会情報広報委員会内規

平成13年11月22日制定

平成25年6月14日改定

(設 置)

第1条 定款第39条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会情報広報委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は、本会のホームページやインターネットを利用した学会員への情報の提供、学術成果の社会への公開と還元、国内外の関連学会の情報提供交換等に関する活動を実施することを目的とする。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名及び幹事を以て組織する。

(委 員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。
2. 委員は代表理事が委嘱する。
3. 幹事は、委員長の推薦により代表理事が委嘱する。
4. 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員及び幹事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
2. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
3. 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。
4. 本委員会は第2条の目的を達成するため、実務小委員会を組織し、委員長及び委員を置くことができる。
5. 幹事は委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。

(業 務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
1) 学会のホームページの作成、管理及び運用。
2) インターネットによる本会の情報サービス。
3) 国内外の関連学会等との情報交換と広報活動。
4) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(報 告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成13年11月22日より施行する。